

令和6年11月7日

バロン・パーク株式会社 岡崎定国給油所で発生した 灯油へのガソリン混油事故への対応について

令和6年11月5日に判明した混油事故に対して当局が立入検査を実施しました

バロン・パーク株式会社（本社：愛知県半田市稲穂町9丁目1番地、法人番号2180001091960）が運営する岡崎定国給油所（愛知県岡崎市定国町字西浦16番地1）で、令和6年11月5日に灯油へのガソリン混油事故が判明しました。

中部経済産業局は、今回の事故の重大性を鑑み、11月6日に同給油所に対して立入検査を実施しました。

当局としては、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき、厳正に対処して参ります。

1. 今回の混油事故の概要 ※いずれも当局から事業者への聞き取り情報による。

【発生場所】

バロン・パーク株式会社 岡崎定国給油所（愛知県岡崎市定国町字西浦16番地1）

【事故の発生原因】

令和6年10月30日の製品荷卸しの際、灯油タンクにガソリンを誤って注油。

【事故の規模】

混油の原因発生から販売停止（11月5日）まで102件、3,246リットルを販売。

【事業者の事故への対応】

- ・ 11月5日午後2時15分頃、「一般社団法人全国石油協会が11月1日に実施した試買検査の結果、灯油の引火点が規格に満たない」との中部経済産業局からの連絡を受けて、即時灯油の販売を停止。
- ・ その後、お客様からの電話連絡窓口を設置した上で、[自社 HP](#) での事案掲載や店頭での告知を行ったほか、当該給油所を中心とした半径5kmを目安として11月7日の中日新聞朝刊に24,950部のチラシを折り込み周知。
- ・ さらに、現地消防の協力を得て、付近住民への注意喚起を行い、当該灯油の回収と購入者の特定を進めている。

2. 当局の対応

- (1) 11月5日午後1時58分頃、一般社団法人全国石油協会から11月1日の試買検査（※）の結果、岡崎定国給油所において灯油の引火点が規格に満たない旨の連絡を受け、事業者に対して、灯油の販売自粛要請、灯油販売件数（購入者）の特定、早期回収及び原因究明等について指示をするとともに、現地消防に情報共有をしました。
- (2) 11月6日午後1時00分頃、事故内容の詳細情報を得るため、当該給油所への立入検査を実施しました。その際、事業者に対して①販売等の自粛の継続、②事故原因を調査した上での適切な対応の実施、③原因調査及び再発防止対策等に係る報告を行うよう指示をしました。

(3) 立入検査を通じて、事業者から得られた製品荷卸し情報や灯油タンク容量推移等から、本事故は10月30日の製品荷卸し時に発生したものと特定しました。

(※) 一般社団法人全国石油協会による試買検査について

消費者の安全確保を目的として、資源エネルギー庁補助事業にて同協会が実施している検査。全SS（サービス・ステーション）から揮発油・軽油・灯油を試買し、揮発油等の品質の確保等に関する法律に定められている品質規格に適合するかを確認している。

《消費者の皆様へのお願い》

10月30日以降、岡崎定国給油所で販売された灯油については、石油ストーブ等で使用した場合、火災につながるおそれもありますので、絶対に使用しないでください。

（お問合せ先）

中部経済産業局 資源・燃料課長 長村

担当：鬼頭、二村

電話：052-951-2781（直通）

メール：bz1-qchbpb@meti.go.jp

